

入 札 書

令和 年 月 日

下記のとおり入札します。

記

売 却 区 分 番 号

入 札 価 額									
十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

入 札 者	住 所 又は所在地	
	フリガナ	
	氏 名 又は 名 称	
代 理 人	住 所 又は所在地	
	フリガナ	
	氏 名 又は 名 称	

次順位買受申込者の申込みをする場合には、「申込」を○で囲ってください。

次ページの「次順位買受申込者について」を確認し、次順位買受申込します。

申込

- (注意事項)
- 1 入札書は、入札を行う**売却区分番号**ごとに、それぞれ作成してください。
 - 2 入札価額は、**算用数字で鮮明にインク又はボールペンで記入し、頭部には「¥」を付記**してください。
 - 3 入札書には、個人にあっては住民登録上の住所及び氏名、法人にあっては商業登記上の所在地及び商号を記載してください。本店と本社の所在地が異なる場合は、本社の所在地も記載してください。また、法人の場合は商号と共に、入札される方の**役職・氏名も記載**してください。
 - 4 **数人が共同して入札する場合には、共同入札用の入札書を使用**してください。
 - 5 代理人が入札する場合は、代理権限を証する**委任状が必要**です。
 - 6 書き損じたときは、**訂正をしないで、新しい入札書を作成**してください。
 - 7 入札者は、提出した**入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません**。
また、同一人が同一の公売財産について**2枚以上の入札書を提出した場合は、いずれの入札書も無効**なものとなります。

次順位買受申込者について

次順位買受申込者とは、入札形式で行う不動産などの公売において、落札者（最高価申込者）又はその代理人などが買受代金を納付しなかった場合などに、公売物件を買受けることができる入札者のことです。

1 開札後、執行機関は以下の条件を全て満たす入札者を次順位買受申込者として決定します。

- (1) 最高入札価額に次ぐ高い価額で入札していること
- (2) 入札価額が、見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を差し引いた金額以上であること
- (3) 入札書にて、次順位買受申込みを行っていること

※ 上記条件を満たす入札者が一人もない場合は、次順位買受申込者の決定は行いません。

また、次順位買受申込者が2人以上いる場合は、くじで次順位買受申込者を決定します。くじをする場合、入札者又はその代理人が開札の場所にいない又はくじを行わない者があるときは、公売事務を担当していない職員がその者に代わってくじを行います。

2 次順位買受申込者への売却決定日時等については以下のとおりです。

(1) 売却決定日時

次順位買受申込者に対して、国税徴収法第113条第2項に定める日に売却決定を行います。

(2) 代金納付

売却決定の7日後の日が代金納付期限となります。

3 落札者（最高価申込者）又はその代理人などが買受代金を納付した場合などは、当該次順位買受申込者が納付した公売保証金は振込にて返還いたします。ただし、返還まで入札期間終了後4週間程度かかることがあります。